

令和6年度 第1回

一関市立赤荻小学校 学校運営支援協議会

期 日 令和6年6月21日(金)

時 間 10:30～11:30

場 所 校長室

【 次 第 】

進行・記録： 副校長

- 1 開会のことば
- 2 校長挨拶
- 3 学校運営支援協議会委員の委嘱
- 4 協 議
 - (1) 令和6年度赤荻小学校学校経営について
 - ① 学校経営計画について
 - ② 「まなびフェスト」について
 - ③ 「いじめ防止基本方針」について
 - (2) そ の 他
 - ① 令和6年度赤荻小学校年間行事予定について
 - ② 創立150周年記念事業について
 - ③ その他
- 5 そ の 他
- 6 閉会のことば

【 授 業 参 観 】

令和6年度 赤荻小学校 学校経営方針

小笠原

1 令和6年度のテーマ

「子ども・保護者・地域が幸せを感じる 創造的な教育活動の推進」

☆子ども・保護者・地域にとっての「幸せ」とは何かを考え、具現化する。

☆主体的な学校経営への参画と、OJTによる組織力の向上をめざす。

2 学校経営の重点と具体的取組

(1) 学園経営を基盤とした豊かな心を育む教育の充実

- ① 家庭環境等を含めた深い児童理解に基づくリレーションづくりと生徒指導の充実
- ② 居心地のよい集団づくりとどの子どもも活躍し認められる場の創出
→ ○日常の対話と児童観察 ○授業 ○学校行事等の取組 ○「縦割り班活動」
- ③ あいさつと返事の励行と清掃指導の充実

(2) 授業の充実と学力向上

- ① 授業改善による「わかる」「できる」楽しさの実感
→ ○主体的・対話的学習活動の工夫 ○発問の精度と板書の構造化 ○ICTの効果的な活用
○実感「わかった」「できた」を伴った振り返り
- ② 授業と連動させた家庭学習及び・習熟プリントの継続 と 単元テスト等の計画的実施
- ③ 学力向上の基盤づくり
→ 読み・書き・計算・読書の取組の継続 (心を整える時間)

(3) 特別支援教育の組織的・計画的な推進

- ① 個の特性の共通理解と支援方針の共有にもとづいた対応
- ② 保護者及び医療・専門機関等との連携強化
→ ○校内就支・特支委員会 ○情報交換会 ○児童・保護者交流の推進 ○支援学校との連携

(4) 安全・安心な学校づくり(危機管理、いじめ・不登校対応)

- ① 速やかな「報告・連絡・相談」と役割分担及び指示系統の確認
- ② 交通安全指導、引き渡し・集団下校訓練、SOSの出し方に関する指導、情報モラル指導の推進
- ③ 地域・関係機関との協力体制の整備
→ ○安全・防災教育 ○健康教育・感染症等予防教育 ○教育相談 等

(5) 学校応援団(保護者・地域・関係機関)との連携強化

- ① 情報発信・情報共有 → ○学校だより・HP ○PTA総会、学年懇談会、地区懇談会等
- ② 協力・支援体制の強化
→ ○PTAの協力体制の強化と活動の見直し
○コミュニティスクールの始動と地域人材のリストアップ・活用
○赤小150周年記念事業の実施



学校教育目標	学校では	子どもたちは	家庭では	地域では
<p>「明るくおもしろいのある子ども」 (豊かな心)</p>	<p>① 共に励まし合うことのできる楽しい学校をつくります。 (児童アンケート「学校が楽しい」割合90%以上)</p> <p>☆学校生活についてのアンケート「学校が楽しい子ども」90%以上</p> <p>② さわやかなあいさつや返事がしっかりできる子どもを育てます。</p> <p>③ 善悪を判断し、約束・きまりを守って行動できる子どもを育てます。</p>	<p>① 自分や友達のよいところを見つけたり、がんばっている人をおうえんしたりします。</p> <p>② あいさつや返事を元気にしています。</p> <p>③ よいこと・悪いことを考え、約束・きまりを守って行動します。</p>	<p>① 子どもの良い所を見つけ、ほめてあげます。</p> <p>② 家でもあいさつを交わします。</p> <p>③ 子どもとの会話を大切に、よいこと・悪いことを考えながら行動できる子どもを育てます。</p>	<p>① 地域の子供達に、あいさつの声が響くよう励まします。</p> <p>② 地域の子供達を、ほめたり叱ったりします。</p> <p>③ 登下校の子供達に、安全に気を付けるよう声がけをします。</p>
<p>「自ら学ぶかっこいい子ども」 (確かな学力)</p>	<p>① 「できる」「わかる」授業づくりを行います。 (児童アンケート「授業がわかる」割合90%以上)</p> <p>☆CRT 国・算 全国比 103 ☆学校生活についてのアンケート「授業がよくわかる子ども」90%以上</p> <p>② 授業内容の理解を促進する家庭学習の課題を、計画的に出します。</p> <p>③ 年間読書目標冊数の達成に向け取り組みます</p>	<p>① わかるまで、できるまで学習に取り組みます。</p> <p>② 毎日家庭学習をします。 学年×10分以上</p> <p>③ 進んで読書に取り組みます。 (低学年)85冊以上/(中学年)65冊以上/(高学年)45冊以上 ※年間目標冊数</p>	<p>① できるようになったことを評価し、励ましの言葉をかけます。</p> <p>② 家庭学習をしっかり行うよう声がけをし、ノートに目を通します。</p> <p>③ 家族で読書をする日を毎月最初の週末とし、一緒に読書をします。</p>	
<p>「根気強くたくましい子ども」 (健やかな体)</p>	<p>① 心身の健康を守るため、健康・食育指導・メディアコントロール指導に努めます。 (メディアチェック学年目標達成割合70%以上)</p> <p>☆「元氣いっぱいカード」目標達成割合 75%以上</p> <p>② 子どもの体力・運動能力を向上させます。</p> <p>③ 安全指導、安全点検を徹底し、事故防止に努めます。</p>	<p>① 「早ね・早起き・朝ごはん」に取り組み、スマートフォン・タブレット(SNS・動画など)やゲームなどの時間を守って規則正しい生活をします。</p> <p>② 荻っ子マラソン・なわとびや体力づくりに取り組みます。</p> <p>③ 安全に気をつけて登下校し、校舎内での安全な生活をします。</p>	<p>① 朝ごはんをしっかり食べさせて登校させるとともに、テレビやゲーム等の約束を決め、規則正しい生活習慣づくりをします。 ＜居間8ルール＞</p> <p>② 徒歩で登校させたり、外で遊ばせたりします。</p> <p>③ 日常的に安全に気を付けて生活できるよう声がけをします。</p>	

2024 一関市立赤荻小学校 いじめ防止基本方針

(保護者用)

2024年4月20日

1 いじめの定義といじめ未然防止に向けて

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ防止対策推進法」
平成25年9月28日施行
「一関市いじめ基本方針」
平成26年10月制定
平成30年4月改定 より抜粋

いじめ未然防止のための本校の取り組み



(1) 学級経営の充実

- 年間3回の「児童を対象とした学校生活アンケート調査（6月、11月、2月）」と「教育相談（聞き取り調査）」を実施しながら、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

※ 教育相談（聞き取り調査）は、日常的に随時行う。

- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもつことができるようにする。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- SNSの危険性や個人情報の保護等、児童への情報モラル教育を行う。
- メディアコントロールを含めた、規則正しい生活習慣を指導する。
- タブレット使用の約束・きまりを指導する。

(4) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 必要に応じて、磐井中学校や赤荻幼稚園、赤荻クラブ、一関学習交流館等との情報交換を行う。

2 いじめ早期発見のための取組について

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

保護者のみなさんからの相談には、家庭訪問や面談等により迅速かつ誠実な対応に努めます。また、必要に応じて、一関市教育委員会、磐井中学校、赤荻幼稚園、赤荻クラブ、一関学習交流館等と連携して課題解決を図ります。

(2) 「学校評価アンケート調査」の実施

12月に保護者用「学校評価アンケート調査」を実施します。

(3) 日々の対応

授業をはじめとして、登下校や休み時間・放課後の課外活動等でも児童の様子に目を配り、日々の日常観察の中で、交友関係や悩みを把握し、指導に生かします。

3 いじめのサイン（こんな時にはご注意ください！）

お子さんに、次のような様子が見えてきたら、いじめにあっている可能性があります。お子さんの様子を観察し、いじめのサインを見逃さないようにお願いします。

・ボーッとすることが多い ・口数が減る ・成績が下がる ・忘れ物が増える

⇒いじめの不安や恐怖、ストレスが考えられます。

・学校のことを話さなくなる ・学校や友達の話避ける ・からだの不調を訴える

・教科書や持ち物が何度もなくなる ・怪我が増え、服や持ち物の汚れがある

・朝、学校へ行きたがらない ・休みがちになったり遅刻が増えたりする

⇒いじめを受けていると考えられます。このことを隠すこともあります。

・登校や学校行事等への参加をいやがる ・食欲が減る ・夜あまり寝ていない（不眠）

・感情の起伏が激しくなる ・言葉がとげとげしくなる ・攻撃的な態度になる

・いらいらして怒りっぽくなる ・急激に落ち込む

⇒いじめを受けて出る、心の症状であると考えられます。



4 いじめが確認されたら・・・

(1) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議します。

(2) いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者との連携を図りながら指導を行います。

(3) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を検討します。

(4) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を検討します。

(5) 犯罪行為として取り扱うべき重大ないじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

お子さんのことでお困りのことやご相談がありましたら、
学校までご連絡ください。

電話 25-2130

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
日	曜日	校内	日	曜日	校内	日	曜日	校内	日	曜日	校内	日	曜日	校内	日	曜日	校内
1	月	着任式 合同宣誓式	1	水	交通安全教室 PTA専門部会	1	土		1	月	100マス作文 大掃除週間	1	木	教育課程協議会 市内小学校連携協議会	1	日	
2	火		2	木	交通安全教室予備日 午前授業 給食なし	2	日		2	火	心算検定(1年・4年級) 心算検定(1年・4年級)	2	金		2	月	児童会 計算オリンピック
3	水	新年度準備	3	金	運動会試走日	3	月	航空撮影 航空撮影 雲南西宮教室(午後)	3	水	計算検定(3:30～) 大規模運動会会場設営	3	土		3	火	全校朝会
4	木	新年度準備	4	土	みどりの日	4	火	全校朝会 体力テスト	4	木	交通安全教室(3年級) 交通安全教室(4年級)	4	日		4	水	3年生工場見学(依頼) 3年生工場見学(依頼)
5	金	紹介式・始業式 入学式準備	5	日	こどもの日	5	水	体力テスト	5	金	交通安全教室(5年級) 交通安全教室(6年級) ALT	5	月		5	木	
6	土	入学式	6	月	振替休日	6	木		6	土		6	火	読書普及員	6	金	3年生工場見学(予備)
7	日		7	火	全校朝会 運動会部会 特別時開始 授	7	金	引き渡し訓練 学習指導専門員表校	7	日	親子読書 読書普及員(1年～3年級)	7	水	読書普及員	7	土	3年親子行事
8	月	振替休日	8	水		8	土		8	月	読書普及員(4年～6年級) 読書普及員(4年～6年級)	8	木	読書普及員	8	日	
9	火	1年生下校指導 給食開始	9	木	委員会(6月開始) 視力検査(3,4年)	9	日	親子読書 読書普及員(4年～6年級)	9	火	読書普及員(4年～6年級) 読書普及員(4年～6年級)	9	金		9	月	
10	水	1年生下校指導	10	土	視力検査(5,6年)	10	月	計算オリンピック 読書普及員(4年～6年級)	10	水	読書普及員(4年～6年級) 読書普及員(4年～6年級)	10	土		10	火	児童研究会 ICT指導員未校
11	木	1年生下校指導 多目的 聴力検査	11	日	運動会準備作業(朝)	11	火	競技場練習 競技場練習	11	木	読書普及員(4年～6年級) 読書普及員(4年～6年級)	11	日		11	水	宿泊学習 弁当の日
12	金		12	月	運動会準備作業(朝)	12	水	総務教室6年 読書普及員(4年～6年級)	12	金	計算オリンピック 読書普及員(4年～6年級)	12	月		12	木	宿舎学習 弁当の日
13	土		13	火	計算オリンピック 運動会会場設営(1)	13	木	内科検診(4～6年) 委員会	13	土		13	火		13	金	2年生宿泊学習用の備 学習指導専門員未校
14	日		14	水	運動会会場設営(2)	14	金	内科検診(1～3年) 委員会	14	日		14	水		14	土	2年親子行事
15	月	避難訓練 100マス作文	15	木	木曜会(予備) 弁当の日 5時間授業	15	土	一関地区中総体 一関地区中総体	15	月	海の日	15	木		15	日	
16	火		16	土	木曜会(予備) 弁当の日 5時間授業	16	日		16	火	読書普及員(4年～6年級) 読書普及員(4年～6年級)	16	金		16	月	敬老の日
17	水	耳鼻科検診(3:30～) 学習指導専門員未校	17	月	運動会会場設営(2)	17	月	読書普及員(4年～6年級) 読書普及員(4年～6年級)	17	水	夏休み図書貸出(中) 読書普及員(4年～6年級)	17	土		17	火	
18	木	全国学力学習調査 知能検査 代表委員会	18	火	大運動会	18	火	読書普及員(4年～6年級) 読書普及員(4年～6年級)	18	木	読書普及員(4年～6年級) 読書普及員(4年～6年級)	18	日		18	水	
19	金		19	日		19	水		19	金	個別面談 ALT 午前授業 学習指導	19	月	夏季休業最終日	19	木	クラブ③
20	土	PTA総会・授業参観 ・懇談会	20	月	振替休日	20	木	ICT指導員未校	20	土		20	火	読書普及員	20	金	学習委員会会場設営 学習指導専門員未校
21	日		21	火	読書普及員(4年～6年級) 5年日給え(バス)	21	金	学校運営 附屬小学校公開	21	日		21	水	給食開始 身体測定(1～3年)	21	土	
22	月	振替休日	22	水	プール検診(5,6年) 原校査②	22	土		22	月	個別面談 ALT 午前授業	22	木	委員会(9月) 身体測定(4～6年)	22	日	秋分の日
23	火	一斉集会(2～6年)(2) 原校査① 給食なし 家庭訪問 給食なし 全校学習指導協議会	23	木	読書検診(13:20～) 5年日給え(バス)	23	日		23	火	学習指導協議会 学習指導協議会 集団下校指導	23	金	履習り委員会	23	月	振替休日
24	水		24	土	読書検診(13:20～) 5年日給え(バス)	24	月	読書検診(13:20～) 5年日給え(バス)	24	水	夏季休業初日	24	土		24	火	表現朝会(3年)
25	木	家庭訪問 給食なし 身体測定(1～3年)	25	日		25	火	児童研究会(執行委員会) 2年生委員会(バス)	25	木	読書普及員提出前日	25	日		25	水	
26	金	児童会総会(夏1) (1年生のみ出席)	26	月		26	水	弁当の日 一関地区陸上競技大会	26	金	ICT指導員未校	26	月	100マス作文 2学期前日開始	26	木	委員会(10月)
27	土		27	火	読書検診(3,4,5年)	27	土		27	土		27	火	平栗出前授業(予)	27	金	
28	日		28	水		28	日		28	日		28	水		28	土	6年親子行事
29	月	昭和の日	29	木		29	月		29	月		29	木	クラブ④	29	日	
30	火	児童研究会(スローガン)	30	土	読書検診 弁当の日	30	日		30	火	夏休み中の読書貸出日	30	金	給食点検表提出	30	月	5年総合学習予備日 100マス作文 読書普及員
			31	日		31	月		31	水		31	土				

5

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日曜日	校内	校外	日曜日	校内	校外	日曜日	校内	校外	日曜日	校内	校外
1	火 全校朝会 午前授業	一斉研	1	金	就学時健康診断①② 県国研(平泉)	1	日		1	土	元日
2	水	県学習定着度調査 人づくり地域づくり	2	土		2	月		2	日	
3	木	学習発表会予行	3	日	文化の日	3	火	全校朝会 ICT指導員来校	3	金	
4	金		4	月	振替休日	4	水		3	月	一日入学
5	土	学習発表会 午前授業	5	火	表現朝会(4年生) 幼児こ小交流会(平)	5	木		4	火	全校朝会
6	日		6	水	表現朝会(4年生) 一関地方音楽発表会	6	金	100周年記念式典 午前授業	5	水	
7	月	代休	7	木		7	土		6	木	
8	火	就学時知能検査 午前授業 給食なし	8	金	午前授業 給食有り 東北道徳研(政社)	8	日		7	金	読書普及員 教育研究所研修会 (文化センター)
9	水	マラソン強化期間 生活習慣病(4年)	9	土	4年親子行事	9	月		8	土	
10	木	クラブ④3年生見学 ICT指導員来校	10	日		10	火	期末事務整理 午前授業 給食有り	9	日	
11	金	計算オリンピック	11	月	100マス作文	11	水	期末事務整理 午前授業 給食有り	10	月	
12	土		12	火	2年国語鑑見学(大)	12	木		11	土	
13	日		13	水		13	金		12	日	
14	月	スポーツの日	14	木		14	土	成人の日	13	木	児童会総会
15	火	児童朝会	15	金	一関地方美術展	15	日		14	金	
16	水	100周年記念コンサート 学習指導員来校	16	土	5年親子行事	16	月		15	土	
17	木		17	日		17	火	児童朝会 スクールカウンセラー来校	16	日	
18	金		18	月		18	水	2学期給食最終日	17	月	
19	土		19	火	児童朝会	19	木	個別面談 午前授業	18	土	児童朝会 スクールカウンセラー来校
20	日		20	水	滝沢小公園(一関)	20	金	個別面談 午前授業	19	日	
21	月		21	木	クラブ⑥反省	21	土		20	月	
22	火		22	日		22	火		21	金	100マス作文
23	水		23	月		23	水	教育相談員来校	22	土	
24	木		24	火		24	木	委員会(2月) ICT指導員来校	23	日	
25	金		25	水		25	金	2年生生活科(大)	24	月	振替休日
26	土		26	木		26	土		25	火	全校朝会
27	日		27	金		27	日		26	水	
28	月		28	土		28	月	100マス作文	27	木	6年生を送る会 委員会(来年度)
29	火		29	日		29	火	児童朝会 2年生生活科(大)	28	金	
30	水		30	月		30	水	2年生生活科(大)			
31	木	クラブ⑤	31	火	大晦日	31	金	学習指導員来校			

赤荻小学校 創立150周年記念事業推進について

令和6年2月15日に第1回創立150周年記念事業実行委員会議を開催し、下記のように決定しました。子どもたち・保護者の皆様・地域の皆様の思い出に残る事業にしていきたいと思っておりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

1 事業の趣旨

明治5年1月公立赤荻村小学校と称して校舎を荻野に置きました。明治6年7月19日、要津院を借用し赤荻小学校が設立され、その後10月10日に現在の地に校舎が新築。令和5年度で創立150周年を迎えました。

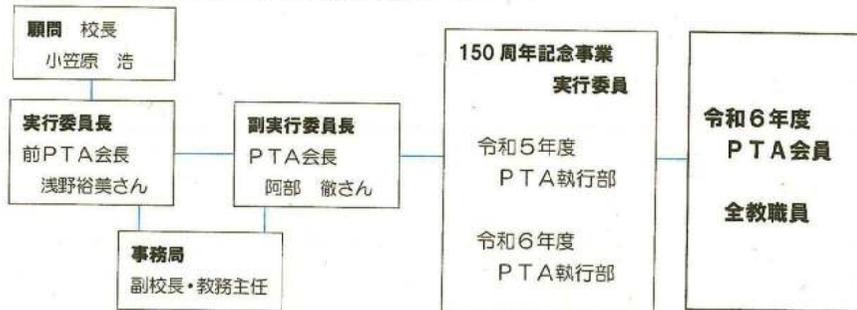
これまで150周年を一つの区切りと捉え、令和3年度の学校駐車場整備、運動着のマイナーチェンジから始まり、令和4年度には、校庭整備、体育館復旧工事と市教育委員会のご協力のもと学習環境の整備を進めてきました。さらに令和5年度は「本物にふれる」をテーマに、建設業ふれあい体験（6年生）、酪農体験（5年生）、プロデザイナー駒形先生によるアート体験（3, 4年生）、森林学習教室（2年）と体験を重視しながら学びを深化させてきました。また、鶏舞の踊り納め（令和5年度運動会）、特設金管クラブ体制（令和5年度7月より）と、新たな歩みを始めてきました。そして、令和6年度には、その新たな歩みのさらなる大きな一歩として、創立150周年記念事業を地域の皆さんと共に展開したいと考えます。

記念事業を進めるにあたっては、地域のご協力も得ながら関係団体と相談の上令和5年度3学期に実行委員会を設立し、具体的な取組を行って参ります。令和6年度において記念講演会を中心とした記念事業を「児童も PTA も地域も共に笑顔の花咲く“ふるさと赤荻”！」～本物からとの出会い・ふれあい・感謝～をテーマに掲げて催し、学校教育の一層の振興と教育環境の拡充を図り、躍進する郷土の発展に寄与したいと考えます。

2 事業主体団体ならびに後援予定団体

主体：赤荻小PTA、赤荻小学校

3 創立150周年記念事業実行委員会組織について



4 記念事業の内容

(1) 創立150周年記念講演会の開催

- ①期 日 令和6年12月6日(金) 午前中に開催予定
- ②講演会会場 赤荻小学校体育館
- ③内 容
 - ・阿部寿樹選手(赤荻小卒業生:楽天球団プロ野球選手)による講演
 - ・児童発表(歌, 呼びかけ等)
 - ・記念動画上映

(2) 創立150周年記念イベントの開催

- ①航空写真撮影(6月3日(月))に撮影予定 → クリアファイルの作成
 - ・学年・クラス毎の写真等も撮影し、希望購入の案内有り
- ②150周年記念コンサート: 10月16日(水)に開催予定
 - ・合唱作曲家: 弓削田健介さんに依頼

(3) 記念品について

- ①在校生の各家庭へ
 - ・航空写真を用いたクリアファイル
 - ・150周年記念動画等を収録したDVD
 - ・150周年記念菓子(赤荻地区の製菓会社に依頼)
- ②学校へ
 - ・150周年記念横断幕を校舎外側に掲示

5 予算

昨年度までの積立金: 1,052,235円をあてる。

6 進捗状況

- ・6月7日(金)航空写真・全校児童写真・クラス写真撮影終了
- ・シンボルマーク完成



・横断幕完成

児童もPTAも地域も共に 笑顔の花咲く“ふるさと赤荻”



祝 創立150周年 一関市立赤荻小学校



コミュニティ・スクール(CS)ってなに?

A 「コミュニティ・スクール(CS)」とは、学校運営協議会を設置し、学校運営協議会制度を取り入れた学校のことを言います。



ありがとうございます！
明るく元気な学校を目指
します(学校より)

子供たちのあいさつが
とてもさわやかですね。
(協議会委員より)



寄木小学校の学校運営協議会(「寄木っ子応援隊会議」)の様子

学校運営協議会における話し合いにより・・・

- 学校の現状や運営方針について理解が深まり、より広い地域住民等が学校の応援団となります。
- お互いに顔がわかる関係になり、地域住民等が子供たちに積極的に声をかけたり、助言をしたりする場面が増えます。
- 学校が保護者や地域住民等と一緒に、課題等に対する対応策を考え、実行に移すことができます。

コミュニティ・スクールによって、保護者や地域住民は子供たちの教育の当事者意識が高まり、責任感を持って積極的に子供への教育に携わることができるようになります。



コミュニティ・スクール(CS)の「よさ」は?

わからないところは
ここかな?
(教育パートナー)

なるほど、なるほど、
よくわかります。
(子供たち)



安代小学校の教育パートナーの様子

地域の方が学校教育活動に参加することで・・・

- より多くの大人の専門性や地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現し、子供たちに多様な経験を積ませることができます。
- 学校が、社会的なつながりを得られる場となり、地域のよりどころになります。

保護者や地域住民等にとり、学校運営や教育活動への参画は、自己有用感や生きがいにつながります。そして、子供たちにとっては、学びや体験活動が充実します。



「学校運営協議会」の主な3つの機能

- ▶ 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する。
→ 「**地域の理解を得た学校運営**」「**委員の責任の自覚(応援団)**」のために
- ▶ 学校運営(必要な支援を含む)について、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる。
→ 「**広く地域住民等の意見の反映**」のために
- ▶ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項や範囲に沿って、教育委員会に**意見を述べる**ことができる。
→ 「**校内体制の整備充実**」のために

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

(2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。

(3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の甲出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

ボランティアを募集します!

(赤荻小学校区)

一関市では、学校と地風、行政が連携して積極的に学校支援ボランティア活動に取り組む学校支援事業を行っております。“地域の学校”に対して、多様な形態の支援を行うことで、教育環境の整備と教員が子どもと向き合う時間の拡充を図ります。

今年度、赤荻小学校でも、学校教育を支援する『学校支援ボランティア』を募集します。地域の方々のご協力をいただきながら運営してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◇ 他校のボランティアの活動内容をご紹介します。

交通安全教室や登下校時の見守り	校外学習の付き添い	ミシンのサポート
水泳授業の見守り	図書室の環境整備	絵本の読み聞かせ
クラブ活動のサポート	キャリア学習の講話	給食や調理実習のサポート

学校支援ボランティアに興味がありましたら、まずは、お問い合わせいただければ幸いです!

地域や保護者のみなさま
のボランティア登録を
お待ちしております!

【担当】

一関市まちづくり推進部いきがづくり課
電話：21-8852 (直通) (担当：伊藤)
一関市立赤荻小学校
電話：25-2130 (担当：副校長 菊池・地域コーディネーター 菊池)

◇ ボランティア登録について

年間を通して登録を受け付けます。今までの自分の経験や技術を生かしたい方、子どもが好きで児童の健全育成に関心がある方であれば、年齢、性別は問いません。学校のお手伝いを希望する成人の方であればどなたでもかまいません。

◇ ボランティア活動の流れ

- ① 所定の申込用紙でボランティア登録をしていただきます。(申込依頼は担任・副校長菊池・地域コーディネーター菊池まで)
- ② 活動中の方が一の俣我などに備え、登録された方の保険加入を事務局が行います。
- ③ 学校からのボランティア要請により、活動内容に合うボランティアを電話等で依頼します。
- ④ 学校支援事業のボランティアとしてご協力いただきます。

◇ 留意事項

ボランティア登録にあたり、次の点をご了承願います。

- ・登録の有効期間は登録した年度で、特にお申し出がなければ年度ごとに自動で更新します。
- ・氏名や住所などの個人情報を学校や保険会社に提供させていただきます。
- ・ボランティア活動を通して知り得た情報は、一切他言しないでください。
(児童、教職員などの個人情報や学校における内部情報など)
- ・活動中の個人的な写真撮影はご遠慮願います。
- ・活動中に学校で撮影した写真を会報等に使用いたします。
(都合の悪い方は、事前にお知らせください。)
- ・ご希望の活動機会がない場合があります。

◇ その他

- ・ボランティア活動に必要な消耗品や機械使用料等は、事務局で負担いたします。
- ・その他学校支援事業の内容等の問い合わせは、赤荻小学校 副校長菊池 地域コーディネーター菊池までお願いします。

切り取り線

学校支援事業ボランティア募集係

一関地域学校協働本部 学校支援活動事業 赤荻小学校 地域コーディネーター菊池宛
学校支援事業ボランティアの留意事項を確認し同意の上、登録申込書にご記入願います。

学校支援事業ボランティア登録申込書			
名簿		児童名	年 組
生年月日		電 話	
住所	一関市		
希望活動	(記入例 図書ボランティア 複数可)		

学校運営支援協議会委員 名簿

(敬称略)

本協議会役職	役 職	ご 芳 名
委員長		小 岩 郁 郎
委員		鈴 木 美樹子
委員		阿 部 邦 弘
委員		菊 地 幸 輝
委員		浅 野 裕 美
委員		阿 部 徹
委員	校 長	小笠原 浩
委員	副校長	菊 池 睦 子
委員	赤荻 地域コーディネーター	菊 池 淑